

みずほビジネスWEB利用規定

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
第1条 みずほビジネスWEBの内容等 1. （略） 2. 本人確認手段 （1）～（6）（略） （7）本人確認情報が第三者に知られたり盗難された場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当行所定の時間内に当行に届出るものとします。当行は本サービスの利用を停止します。 （8）～（10）（略） 3. ～5. （略）	第1条 みずほビジネスWEBの内容等 1. （略） 2. 本人確認手段 （1）～（6）（略） （7）本人確認情報が第三者に知られたり盗難された場合、またはそのおそれがある場合には、<u>契約者は当行に届出るものとします</u>。当行は本サービスの利用を停止します。 （8）～（10）（略） 3. ～5. （略）
第10条 規定の変更等 1. 当行が必要と判断した場合には、次項に定める方法で契約者に変更内容を告知することにより規定の内容を変更することができるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定により取扱うものとします。 2. 規定の変更は当行ホームページにて告知するものとします。契約者は、変更内容に同意しない場合には、その旨を当行に通知するものとします。当行は、同意しない旨の通知を受領しない場合には、契約者は変更内容に同意したものとみなします。また、変更不同意の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本サービスの利用契約を解約することができるものとします。	第10条 規定の変更等 <u>民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。</u>